

【農林水産部】

(災害対策)

1 豪雨災害対策～農地等の災害復旧

5年前の九州北部豪雨対策の実施により、今回住宅被害が、少なかったことを住民の方は感謝しております。同時に、「ようやく元に戻ったのにまた。」の声が聴かれます。

県管理河川の氾濫により、5年前と同様に被災された方からは、「日田や福岡県の方に比べたら、何も言えないがもう負担金を払って復旧はできない。」「いくら100年に一度の雨とは言っても、もう大丈夫というのであれば復旧はできない。」との声があります。(中津市耶馬溪町伊福、一つ戸集落)特に、伊福集落の方からは、もう少し堤防を伸ばして欲しいと要望したのにしてくれなかった。集落で少しでも防ごうとして竹で柵を作ったが、何の効果もなかった。その柵が集会所まで流された。今回の農地等の災害は、河川整備の見込みの甘さ、不十分さに起因する側面があることを、否定することはできないものと考えます。よって、農地等の災害復旧につきまして、以下の点を要望します。

①(国庫補助復旧事業)国においては、被災農家の受益者負担を求めることを、国の補助金支出の要件としていません。受益者負担の考え方、5年前には起債制度を利用していない市町村があるとのことでしたが、起債制度の利用など災害復旧事業にかかる国の制度を市町村に周知願いたい。また、市町村によって被災者の負担が異なることは、同じ県民として公平ではない。県において、被災総額の5%以内の補助を市町村に行うならば、被災農家の負担軽減、免除の可能性を広げます。ご検討願いたい。同時に、今回と同様の雨量でも、再再度被害が発生しない復旧事業の実施をすべきと考えますが。(傍線部は土木建築部で回答)

(回答)

農地等災害復旧における起債制度については、被災市の関係者を交え開催した水害対策会議等において情報提供を行っているところであり、今後も引き続き周知に努める。

受益者負担の軽減を国へ働きかけた結果、激甚災害に指定され、大幅な負担軽減が実現したが、農地等は個人の財産であることから、自己負担が残されている。自己負担のさらなる軽減については、住民により身近な市町村が、災害の様相や規模等を個別に勘案し、きめ細かに判断していくことが適当であり、県において受益者負担に対する一律の助成は考えていない。

②(市単独復旧事業～所謂40万円以下の小災害)県下市町村の補助率の実態を把握されていますか。把握されているならその実態は。国の制度としては、激甚指定の場合、事業総額の農地74%、施設80%で起債可能で、その100%に対して交付税措置が行われると認識していますが、起債するにあたっての事務処理の市町村の段階では極めて困難があると聞いています。100%起債ができる事務処理の支援を求めます。同時に400千円以内当初の想定でも、実際には400千円を上回ることがあり、その弾力的な運用をご検討願いたい。(傍線部は総務部で回答)

(回答)

県内では14市町村が農地等小災害復旧事業に対する支援制度を設けている。制度が適用された場合の受益者負担は、個々の市町村によって異なるが、激甚災害の場合、農地で10%～70%、農業用施設で0%～55%となっている。

- ③ 国、県の補助額は、被災農家の受益者負担額とはリンクしないと考えます。当市の場合、現時点では、農家の負担額が決定していないのに復旧事業実施の諾否を求められ、回答できない場合は、復旧事業を行わないと判断されることになっています。だからこそ、全面的な復旧を早期に実現するためには、国県市町村が協力して、農家の負担額の全額減免が必要と考えますが、県における方向をお尋ねします。

(回答)

現行制度上、農家負担額を申請時に確定することは困難だが、過去の実績等をもとに同規模の災害での負担率の例を示すなど、可能な限りの対応を行っているところ。また、受益者負担の軽減については、激甚災害に指定され、大幅な負担軽減が実現したが、農地等は個人の財産であることから、自己負担が残されている。自己負担のさらなる軽減については、住民により身近な市町村が、災害の様相や規模等を個別に勘案し、きめ細かに判断していくことが適当であり、県において受益者負担部分に対する一律の助成は考えていない。

2 豪雨災害対策～二次災害防止対策

今回の豪雨災害では、山腹、林地等の崩壊が中津市でも、多数発生しています。県においても調査を行いAランク指定箇所の設定を行うなどされていますが、山腹・林地等の災害防止対策の現状と当該地域住民への周知はどうか。

また、山林からの土砂を含む流水により、家屋への浸水や道路面の損壊、道路側溝が埋まるなどの事態が随所で発生していました。実態の把握とその対策はどうか。

(回答)

治山事業の実施にあたっては、危険度や緊急性を考慮し、優先度をつけたうえで、計画的に整備を行っている。また、山地災害危険地区情報については、インターネット上で公開し広く周知を図っており、併せて地域住民への減災説明会等を実施し防災意識の向上に努めているところ。

今回の九州北部豪雨災害では、県全体で64箇所の林地崩壊等が発生した。このうち、二次災害のおそれなどから緊急に整備が必要な12箇所については、災害関連緊急治山事業等により、復旧や堤体の増厚など治山施設の機能強化を図ることとしている。また、その他の箇所についても、重要な保全対象等がある箇所から順次、土留工等の施設整備や治山ダム等の設置による整備を進めていく。

3 豪雨災害対策～流木対策と森林整備

流木が今回の豪雨災害の規模を大きくしています。流木の発生については、林野庁も対策会議を行い検証されているとのことですが、大分県における流木発生の原因調査と対策の方向性はどうか。

また、福岡県では20万トン、36万 m^3 の流木との報道があるが、流木発生の可能性を低減する森林整備は、人的な被害を生まないためにも、森林資源を

災害のリスク増減ではなく、資源として活かすためにも喫緊の課題として取り組むべきと考えますが、県としての考えはどうか。

(回答)

平成 24 年災害を踏まえ、今後の林地崩壊や流木の発生を防ぐため、森林環境税を活用し、河川や溪流沿いの人工林の伐採による広葉樹の自然植生の回復など災害に強い森林づくりを推進している。

被害状況調査の結果、山国川の一部など対策実施箇所では、伐採による直接的な流木発生効果に加え、根株による土壌保持効果が確認されたことから、災害に強い森林づくりを全県で展開していく。

現在、林野庁が原因調査を実施しているが、災害直後の調査報告では、流木発生の主な原因である山地崩壊は、記録的な豪雨により特定の箇所に雨水が集中したことが原因との見解が示されている。10 月末には林野庁において調査結果の中間とりまとめが発表される見込みであることから、この結果をしっかりと分析し、必要に応じてさらなる対応策を検討していく。

(農業関係)

- 1 国は、アメリカは T P P からの脱退を表明したにもかかわらず、推進しようとしている。また、安倍政権は日欧 E P A を推進し、農産物のいっそうの輸入拡大をすすめ、国内農業を壊滅的な状況にしようとしている。このような協定には加わらないよう国に求めること。

(回答)

T P P や日欧 E P A により、農林水産分野においてもブリや花きなどの輸出拡大による農業者所得の向上が期待される。一方で、関税の撤廃や引き下げによる輸入拡大で、農林水産分野での影響が懸念されることから、県では、早期の正確な情報提供や、本年度秋を目途に改定することとされた「総合的な T P P 関連政策大綱」の実現に必要な予算確保などを九州地方知事会等を通じて国に要請している。

- 2 種子法が廃止されたが、日本農業の振興のために復活するよう国に求めること。

(回答)

国は、法廃止後も都道府県が種子供給に係る取組を行う前提で、稲、麦及び大豆の種子の開発・供給に関する新たなガイドラインを策定することとしており、これに沿って、採種事業に取り組む際の諸規程を整備し、生産現場が混乱することのないよう対応していく。

- 3 持続する農業・農村のために家族農業の意義・役割の重要性を認識し、経営規模、認定農業者か否かなどで、農業者を区別せず、現在の就業者が、農林業を持続できる施策を実施すること。(農機具修理、中古農機具購入、簡易な農

道山林作業道整備など)

(回答)

担い手の高齢化が進む中、農林水産業を将来にわたり発展させていくためには、地域や産地を牽引する優れた経営感覚を持ったリーダーを確保・育成していくことが必要であることから、認定農業者や集落営農法人等に対して、規模拡大による競争力の強化や高収益品目の導入など経営の安定に向けた支援を行っている。

農山漁村の活性化に向けては、高齢者など地域住民がいきいきと生産活動に取り組める環境づくりも重要であることから、担い手不在者集落をカバーする地域農業経営サポート機構の取組を拡大するほか、中山間地農業の生産活動を支える直売所の機能向上や、多面的機能支払制度等の「日本型直接支払制度」の積極的な活用などを支援していく。

- 4 わが国の食料自給率は、45%を目指すと言いながら、38%へと下降したのが実態である。世界の主流となりつつある「食料主権」の堅持を国に要求すると同時に、国・県ともに農林漁業予算を増額すること。

(回答)

国の食料・農業・農村基本計画において、食料自給率水準として、平成37年度までにカロリーベースで45%、生産額ベースで73%の目標が設定されている。

国では、この目標の実現に向けて、国内外での国産農産物の需要拡大、農地の確保や集積・集約化、担い手の確保・育成等の取組を進めている。食料自給率は、食習慣の変化など消費者の嗜好に左右される面もあるが、県としても、自給率向上の基本は安定供給であるとの認識のもと、園芸品目の導入による農地のフル活用などを加速させるため、必要な予算確保に努める。

- 5 稲作農家の経営持続こそ、地方創生の出発点です。大規模農家は、経営安定対策の補助金半減と相まって深刻な経営状態となっています。また、地域の法人組織に作業委託をしている農地が返還されるという事態も発生しています。地域の農業を守っていくため、国において物財費も賄えない米価の状態を改善するために、備蓄米の隔離を実施して本年度産米では抜本的な対策を講じるよう国に求めること。

(回答)

国では、備蓄米は加工用、飼料用等に使用するとしており、一般的には主食用米に利用されることがないので、米価に及ぼす影響は無いものと考えている。

なお、平成27年産以降、主食用米の作付面積が3年連続して国の生産数量目標を下回り、需給が引き締まっていることから、平成27年産、28年産とも米価は回復基調となっている。

- 6 宇佐市は県下最大の穀倉地帯であり、2018年産米からコメの直接支払金制度が全廃されるが、復活を国へ求めること。

(回答)

米の直接支払交付金は、平成29年産まで、主食用米の生産数量目標を達成した農家に対して支払われてきた。しかし国では、交付金が販路開拓による経営発展を妨げ、また、農地流動化のペースを遅らせる面があるといったことを問題視し、30年から制度が廃止されることとなっている。

県では、政策の見直しに対応すべく、29年から本格的に農地集積による水田の規模拡大や新技術の導入によるコスト低減を支援している。

- 7 農業労災が多くの農業者からの要望によって創設されました。この制度の更なる充実と農業者等への周知徹底を図ること。

(回答)

平成28年度にJAおおいた中央会が母団体となった特別加入団体が設立されたことに伴い、県内全域をカバーできる体制となった。これを受けて、県では、労災保険事業所管の労働局とも協力して、生産者に対して各種研修会等で周知するとともに、県HP等を活用した加入促進のための啓発活動に取り組んでいる。

- 8 輸入原料に依存する濃厚飼料・配合飼料の高騰は、畜産経営に深刻な打撃となっている。現在の飼料供給安定基金への国の支援を強めるよう要望すること。

(回答)

配合飼料価格安定制度については、補てん財源の確保等制度の充実・強化を国に対して要望しており、特に配合飼料の価格が高止まりする中、今後とも様々な機会を通じ要望を行っていききたい。

- 9 酪農ヘルパー円滑化対策事業について、今後も継続するよう国に求めること。

(回答)

酪農ヘルパー制度は、家族経営が主体の酪農経営の安定的継続にとって、休日の確保等で大変有効であり、事業の継続について、引き続きあらゆる機会を通じて国に要望していく。

- 10 福島原発事故の教訓から、再生可能エネルギーへの転換が求められている。

間伐材や廃材、大規模畜産経営からの排泄物を利用したバイオマスエネルギーへの転換に対する支援の予算措置を講じること。

(回答)

人工林の間伐や主伐時に発生する山林未利用材の利活用の促進に向けて、国の森林整備加速化・林業再生基金等を活用し、バイオマス発電所や燃料用チップ施設の建設を支援してきた。

家畜排せつ物の活用については、堆肥としての利用をはじめ、日田市ではメタン発酵処理で得られたメタンガスを再生可能エネルギーとして利用している。

今後については、再生可能エネルギーの需給状況や山林未利用材の賦存量、家畜排泄物の発生状況等の推移を見極めながら対応していきたい。

11 猪・鹿など有害鳥獣被害対策を拡充すること。

(回答)

平成28年度の捕獲頭数は、イノシシ・シカを合わせて70,594頭のぼり、鳥獣被害額は前年度から4,200万円減少の2億2,500万円と、過去17年間で最低となった。

しかし、有害鳥獣による被害は依然として深刻な状況であることから、高齢化が深刻な狩猟者の確保・育成を図るため、今年度から全国初となる狩猟免許申請等に係る手数料の免除や、わなの有害鳥獣捕獲に係る狩猟者登録の廃止により狩猟税を不要とするとともに、狩猟免許取得後のスキルアップ研修の実施に取り組んでいる。

予防・集落環境対策では、「戦う集落づくり」を推進し、被害の大きい集落を予防強化集落として指定し、集中的・計画的な防護柵設置を行い、併設する箱わなで農作物を荒らすイノシシの捕獲を進めている。

シカは捕獲が最も効果的であることから、妊娠期に当たる狩猟期間中の捕獲報償金の上乗せや県内一斉捕獲などに取り組み、捕獲圧の強化を図っている。

また、ジビエの利活用を促進するため、捕獲から搬出、加工まで一連の作業を手がける全国12のジビエモデル地区の取組を進め、農林業被害のさらなる軽減に努めていきたい。

12 猪などの捕獲報奨金について、大分市では猟友会の捕獲班に所属しておかなければ報奨金の対象になっていない。有害鳥獣を駆除のためにも、捕獲班に所属していなくても報奨金の対象とするよう各自治体に要請すること。

(回答)

大分市の捕獲班員の編成は、大分市猟友会から推薦された者で組織すると市

の要領で定められており、その捕獲班員の数は大分市猟友会員の1/3程度にとどまっていると聞いている。

一方、他の市町村は、猟友会員のほぼ全員を捕獲報償金の交付対象となる捕獲班員としているところが多い。

捕獲許可や報償金の支給は市町村事務であることから、適切な捕獲班の編制や報償金のあり方については、市町村と協議を進めてまいりたい。なお、大分市では、大分市猟友会と協議し、捕獲班員の増加に向けた取組を開始していると聞いている。

- 13 農地中間管理機構によって、優良農地など大企業が主体の大規模農業生産法人への農地集中を進め、農村解体や中山間地の荒廃を進展させかねないので、中止するよう国に求めること。

(回答)

農地中間管理事業は、地域の担い手への農地集積や新規参入を促進させることにより、農地の利用の効率化等を図るもので、地域農業を維持・発展させるために必要な事業と考えている。

これまで県内では、集落の農地保全を目的とした集落営農法人や、規模拡大を目指す認定農業者、新規就農者などがこの事業を活用しており、農地を管理できなくなった高齢者等が所有する農地を借り受けするケースも多い。

また、農地中間管理機構による農地の貸し付けにあたっては、集落の合意により作成される人・農地プランでの位置づけや、地域内の担い手であるかといった判断基準を設けており、地域の担い手育成につながるものと考えている。

- 14 農業問題～コメ問題

戸別所得補償（10a当たり7,500円）の市町村別の県が把握されている最新の実績と平成30年以降の県民の主食であるコメ生産には、県として市町村での生産、流通、供給の調整に主導的な役割を担うべきと考えますが、いかがですか。また、コメに替わる作物の推奨はどのような計画されていますか。その農家所得の見込みはどのように見込まれていますか、お尋ねします。少なくとも、現状よりも農家所得の向上を目指すべきでは。

①中津市の「過疎地域自立促進計画」（計画期間平成28年度～32年度までの5年間）では、「高齢者でも小規模農家でも経営を持続できる環境の整備」を掲げています。平坦であり、かつ農地の集約が困難な中山間地で、市の方針を支援するような県の施策を確立すべきでは。

(回答)

米の直接支払交付金（以前の戸別所得補償に相当）の市町村別実績は、以

下のおりである。（県調べ）

H28 年度 米の直接支払交付金実績（H29.3 現在）

地域	面積	交付金額
大分市	542ha	41 百万円
別府市	80ha	6 百万円
中津市	1,028ha	77 百万円
日田市	414ha	31 百万円
佐伯市	236ha	18 百万円
臼杵市	365ha	27 百万円
津久見市	—	—
竹田市	1,809ha	136 百万円
豊後高田市	460ha	35 百万円
杵築市	965ha	72 百万円
宇佐市	2,396ha	220 百万円
豊後大野市	1,697ha	127 百万円
由布市	700ha	52 百万円
国東市	958ha	72 百万円
日出町	120ha	9 百万円
九重町	562ha	42 百万円
玖珠町	646ha	49 百万円
大分県	13,518ha	1,014 百万円

平成30年の主食用米の需給調整について、国は生産数量目標の配分を行わないが、国が引き続き提供する需給動向等の情報をもとに、県独自に設定した生産数量の目安を市町村に対して示すこととしている。

米に替わる作物の推奨については、本年度より高収益な園芸品目の導入に取り組んでおり、平成34年度までに水田500haへの園芸品目導入を目指している。

品目別の平均所得については、経営規模5ha以上において、米では3万円/10aであるが、主な推進品目であるいちごでは166万円、白ねぎでは25万円、キャベツでは19万円、さといもでは11万円と米を上回っている。

中山間地域を多く抱える本県では、集落営農による効率的な農業を推進しているが、集落営農に取り組めない担い手不在集落もある。そのため、担い手不在集落を総合的にサポートする「地域農業経営サポート機構」の設立・育成等に取り組んでおり、現在、県内4市で取組が進められている。

中津市では、旧山国町、旧本耶馬溪町、旧耶馬溪町地域をエリアに、農業公社やまくにを中心としたサポート機構が活動している。

(水産業関係)

- 1 漁場漂流・漂着物対策に関する事業の拡充をすること。

(回答)

漁場・漁港に漂流・漂着し、漁業の操業に支障がある流木等については、森林環境税を財源に、漁業者が自ら行う回収・運搬に必要な経費を助成し、スピーディな処理が図られている。規模が大きな場合や高齢化等で漁業者が対応できない場合には、国の事業を活用して支援している。

今後とも、流木等の漂流・漂着物の回収等については、関係機関と連携しながら適切に対応していく。

(林業関係)

- 1 中津市では、「自分の山は自分で守る」あるいは「定年後、年金と林業で生活を」と自伐型林業に取り組もうという動きが、生まれています。中山間地で生きていく一つの方策、考え方です。県として、林業振興策の一環として、自伐型林業に取り組む皆さんへの、多面的な指導・援助を行うこと。

林業の作業は、危険を伴いますので、自伐型林業に取り組む皆さんが加入できる「労災制度」の確立を関係機関に働きかけること。

(回答)

森林資源の活用にあたっては、木材を集約的かつ効率的に生産していくことが重要である。このため、国では林業の中心的な担い手として民間林業事業体を位置づけ、「林業労働力確保促進法」に基づき、労働条件の改善や機械化等を推進している。

県においても、林業事業体の競争力の強化と生産性の向上が必要であるとの観点から、事業体の雇用条件の改善や高性能林業機械の導入に対し重点的に支援してきたところであり、今後も事業体の育成を推進する。

また、自伐林家や一人親方等に対しては、安全装備の導入や振動障害の健康診断などへの支援を行っており、引き続き支援を継続していく。

なお、一人親方等の労災保険については、特別加入団体を通じた加入申請が可能であるので、最寄りの森林組合と連携し、加入方法等を周知していく。

- 2 宇佐市北馬城地区と宇佐神宮に隣接した下矢部地区で建設が進められているメガソーラー施設は、広大な林野をつぶし、景観はもとより災害を要因とする懸念が大きい、前者については許可しないこと、後者のについては許可されており適切な指導を行うこと。

(回答)

森林法第10条の2第2項により、県知事は、林地開発許可申請書の提出があった場合、「土砂流出又は崩壊その他の災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」のそれぞれの対策が講じられている場合において許可することとなっている。

また、許可済みの案件については、申請書の内容に従って開発行為が行われているか、施工中にも現地確認や指導を行っているところである。

(再生可能エネルギー関係)

- 1 林業振興、環境保全、災害リスク軽減等のため市町村の範囲で、原料調達可能な小規模バイオマス発電の導入の検討、バイオマスボイラーの普及推進の検討を進めること。

(回答)

これまで、県産材の需要拡大など林業振興を目的とした木質バイオマスに係る大規模な発電施設やボイラー施設の整備を支援してきたところ。小規模バイオマス発電施設の導入やバイオマスボイラーの普及推進については、燃料となる木質バイオマスチップの供給、市町村や事業者からの整備要望の状況等を勘案しながら検討していく。